新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（総合事業）

本市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスA、訪問型サービスAについて、感染拡大防止の観点から臨時的に「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」厚生労働省老健局の通知内容に準じた取扱いを行います。